

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの供給条件は、この電気供給条件（特別高圧・高圧）（以下「この供給条件」といいます。）によります。

なお、電気料金については当社が別に定める主契約料金表、予備契約料金表および特約料金表（以下これらを総称して「料金表」といいます。）によります。

- (2) この供給条件は、次の地域に適用いたします。

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

2 供給条件および料金表の変更

- (1) 当社は、この供給条件および料金表を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、契約使用期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件および料金表によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この供給条件および料金表を変更いたします。この場合、契約使用期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件および料金表によります。
- (3) 一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または関係する法令の制定もしくは改廃があった場合には、当社は、変更後の一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等または関係する法令にもとづき、この供給条件または料金表を変更することがあります。この場合、契約使用期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件および料金表によります。
- (4) 電気事業に係る法令等の制定もしくは改廃または電気事業に関連する行政機関が定める制度等の変更等により、お客さまに電気を供給するための費用が変動した場合には、当社は、この供給条件および料金表を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、契約使用期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件および料金表によります。

- (5) (1)、(2)、(3)または(4)の場合、当社は、供給条件および料金表の変更前は、供給条件および料金表の変更内容を、変更後は、供給条件および料金表の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客さまにお知らせいたします。

なお、当社は、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

3 定 義

次の言葉は、この供給条件および料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (2) 特別高圧
標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。
- (3) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (4) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (5) 動 力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (6) 付帯電灯
動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。
なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。
イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯
ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯
ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯
ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯
- (7) 契約種別
主契約料金表および予備契約料金表に定める契約の種別をいいます。
- (8) 特約種別
特約料金表に定める契約の種別をいいます。
- (9) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (10) 契約受電設備
契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。
- (11) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (12) 契約使用期間
契約上電気を使用できる期間をいいます。
- (13) 最大需要電力
お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）に定める、30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型等計量器により計量される値をいいます。

- (14) 夏 季
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (15) その他季
毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
- (16) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。
- (17) 貿易統計
関税法にもとづき公表される統計をいいます。
- (18) 平均燃料価格算定期間
貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から1月31日までの期間、2月1日から2月28日までの期間（閏年の場合は、2月29日までの期間といたします。）、3月1日から3月31日までの期間、4月1日から4月30日までの期間、5月1日から5月31日までの期間、6月1日から6月30日までの期間、7月1日から7月31日までの期間、8月1日から8月31日までの期間、9月1日から9月30日までの期間、10月1日から10月31日までの期間、11月1日から11月30日までの期間または12月1日から12月31日までの期間をいいます。
- (19) スポット市場価格
一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）を行うための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しに連系設備の送電容量等による制限を受けるものとしてお客さまの需要場所が属する供給区域において売買取引を行うものに限ります。）をいいます。
- (20) 平均市場価格算定期間
スポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年2月21日から3月20日までの期間、3月21日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20日までの期間、8月21日から9月20日までの期間、9月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間、12月21日から翌年の1月20日までの期間または翌年の1月21日から2月20日までの期間をいいます。

4 単位および端数処理

この供給条件および料金表において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたしま

す。

- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 そ の 他

- (1) この供給条件に記載のある事項について、料金表に定めがある場合は、料金表によるものといたします。
- (2) この供給条件および料金表に記載のない事項については、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。